

## 法改正がパーソナルデータの利活用にもたらすインパクト



梅屋真一郎

個人情報保護法改正案が、第189回通常国会においてようやく成立した。2015年6月に判明した日本年金機構の情報漏洩問題の影響で、当改正案と共に提出されていたマイナンバー法改正案ともども、成立が遅れていたものの、マイナンバー法の一部改正で与野党が合意できたことで、成立する運びとなった。

当改正案は、2003年に個人情報保護法が成立して以来、初めての本格的な改正となる。

具体的な内容に関しては、本特集の各執筆者の解説を参照いただきたい。本稿では、今回の改正が「生活者としてのわれわれ」と「企業人としてのわれわれ」にどのような影響を及ぼし得るかという点に絞りたい。

今回の改正に関しては、案作りの過程から、多くの論者がそれぞれの視点で意見を公にしてきた。パーソナルデータの活用のために思い切った規制撤廃を訴える者、生活者保護の観点からより一層の規制強化を訴える者、それぞれであった。

結果として、個人情報保護法改正案はこれらの意見を踏まえた上で、まずは妥当な内容となったと筆者は考える。

今回、以下の点で、「明確化」が図られたといえる。

- ① パーソナルデータに関するグレーゾーンの問題解決のために各種定義の明確化が図られた
- ② オプトアウトなど、規律整備等の保護強化を行うとともに、「匿名加工情報」のようにデータ利活用に関する枠組みなどの整備が進んだ
- ③ 「個人情報保護委員会」による横断的・包括的な個人情報保護の体制整備が図られた

単なる「規制撤廃」でも「規制強化」でもないことが、今回の改正の特徴である。このことは、個人情報保護に関して現在どうしても生じてしまう、生活者と企業などとの緊張関係を解きほぐす第一歩になるのではないだろうか。

ICT（情報通信技術）の進歩に伴い、パーソナルデータの利活用は従来の想像以上に進みつつある。その中で、生活者のプライバシー

ーにかかわる反応も従来以上に強くなっている。論者の中には、「そのような反応は産業や社会の進歩を阻害する」と主張する人もいるが、筆者には必ずしもそうは思えない。むしろ、利用者である生活者の信頼をしっかりと得られてこそ、広範な利活用が可能になるのではないだろうか。

2014年に起きた通信教育事業者の大規模情報漏洩事件では、数千万件に及ぶ未成年者の住所・年齢・氏名などの情報が漏洩した。実は筆者の元にもその後、お詫びの手紙が届き、影響範囲の大きさにあらためて驚かされた。

あの事件に関して、最近、小学生低学年の子供を持つ親御さんとたまたま話をする機会を得た。その人は、「一番納得できなかったのは、記者会見で『カード情報などのセンシティブ情報は漏洩していない』と言われたことだった。小さい子供を持つ家庭にとっては、年齢や住所こそセンシティブ情報だ。親が留守の間に小さい子供目当ての犯罪者がやって来たらどうするのか」と、いまだに大変に憤っていた。その言葉に筆者はハッとした。この反応を過剰反応と言い切れるだろうか。このような不安への対応も明確化してこそ、利用者も納得し、より有効な利活用が進むのではないだろうか。

その点で、今回併せて改正案が成立したマイナンバー法における情報保護の考え方は、示唆に富んでいると考える。ご存知のよう

に、マイナンバーの情報管理は一般的なパーソナルデータ以上に厳格である。行政機関・企業には情報管理のための体制整備が求められ、罰則なども厳しい。

筆者は何も、一般的なパーソナルデータもマイナンバー並みの管理を行うべきと思うわけではない。とはいえ、あらかじめ利用範囲や管理の厳格性を明確化してあるからこそ、今後の利活用に関しても不安なく検討できる仕組みになっている。「しっかりと管理する仕組みになっているからこそ安全安心に利用できる」といえるのである。

今回の個人情報保護法改正で新設されることとなった「個人情報保護委員会」には、「ルールを明確化」し、「しっかりと監視・監督」することで「安全安心」にパーソナルデータを利活用かつ保護することを期待したい。

パーソナルデータは生活者にとって大切な情報であるとともに、その適切な利活用は生活者の暮らしをより良くできる。

今回の法改正は、そのバランスをICTの進歩の中でしっかりと取れるようにするための第一歩であるといえよう。

#### 著者

梅屋真一郎（うめやしんいちろう）

制度戦略研究室長

専門はマイナンバー制度など